

平成 23 年度検討推移一覧

資料 2
第 12 回（仮称）地域運営協議会設置等検討委員会
H23/12/ 2（金）

◆ 1 中間報告書関係

該当頁	項目	中間報告から更に検討を要する事項	主な意見等	最終報告へ向けての方向性	最終報告頁
P 2	1 これまでの検討経緯				P 1
P 2	2 横須賀市における地域コミュニティの現状				P 2
P 3	3 新しい地域コミュニティの必要性				P 4
P 3	4 新しい地域自治組織を設置する意義				P 4
P 4	5 新しい地域自治組織「（仮称）地域運営協議会」について				P 5
P 4	5－(1) 組織の位置付け				P 5
P 4	5－(2) 組織の目指すべき方向				P 6
P 5	5－(3) 組織設置単位				P 7
P 6	5－(4) 組織の構成員				P 8
P 7	5－(4)―① 基礎的構成委員について	■現在、対象団体を6団体としているが、この他にも対象団体を増やすべきか。	□防災組織は町内会組織とイコールの組織である。	●基礎的構成委員については、地区連町・地区社協・地区民児協・観光協会・商店会・PTAの6団体する。	P 9

該当頁	項目	中間報告から 更に検討を要する事項	主な意見等	最終報告へ向けての方向性	最終 報告頁
P 7	5-(4)-② その他の構成委員について		<input type="checkbox"/> 「クリーンよこすか」及び「防犯協会」は組織的に大きく、様々な人が関わっているため、何らかのかたちで関わる必要を感じる。 <input type="checkbox"/> 「その他の構成委員」という表記は、団体に疎外感を感じさせる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎的構成委員以外の団体を表記するにあたっては「地域で必要とする構成委員」とする。 ● 地域で必要とする構成委員の例示には、「クリーンよこすか市民の会」、「防犯協会」をはじめ多くの団体を挙げることにする。 	P 9
P 7	5-(4)-③ 協議会の組織構成について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専門部会等の設置について。 	<input type="checkbox"/> 課題解決のための実行委員会型と分野ごとの常設型がある。 <input type="checkbox"/> 委員会から課題テーマが与えられて、それに取り組む機関を設置する方が明快。 <input type="checkbox"/> 「必要に応じて」部会を設置するのであれば、常設型でも実行委員会型でも両方に適用できる。 <input type="checkbox"/> 常設型を置くか否かは委員会の規模による。(常に全ての案件に対して委員会で議論・意思決定が図れれば常設型は不要だが、大人数などで会議が非効率である場合や専門性を持った人で議論を行った方が有効な場合など。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員会で地域課題を抽出・整理したうえで、地域の課題解決のために必要な部会を、地域の実情に応じて設置できる。 ● 委員会の規模(大人数など)によっては分科会(常設型)を置くことも有効と考える。 ● 専門部会等の構成員は、各団体からの参加、推薦や公募による参加、また、地域の内外に関わらず、専門家など外部の方の参加を可能とすることが有効。 	P 10 . P 11
P 7	5-(4)-④ 公募委員について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公募委員を採用する際の代表性を担保する方法。 	<input type="checkbox"/> 代表性を担保するという点であると、投票制度や推薦署名を集めるといった方法が必要だと思うが、たいへん手間がかかり現実的ではない。 <input type="checkbox"/> 部会に公募委員を採用することは積極的に行うべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 公募委員の採用については各協議会の判断に任せる。 ● 公募を行う際には、選考基準を明確にし、公表する。 ● 個人情報の規程を整備し、応募者の個人情報を保護する。 	P 12
P 7	5-(4)-⑤ 市議会議員の協議会への参加について				P 12

該当頁	項目	中間報告から更に検討を要する事項	主な意見等	最終報告へ向けての方向性	最終報告頁
P 8	5-(4)-⑥ その他				P 1 2
P 8	5-(5) 委員の人数	<ul style="list-style-type: none"> ■委員の人数については、各協議会で定めることが適当としているが、目安の人数等をうたう必要はないか。 ■各団体からの委員としての参加できる人数をどうするか。 	<ul style="list-style-type: none"> □中間報告書の表現どおりでいいのではないか。 □地域で行っていく中である程度の目安が出てくる可能性もあり、あまりきちっとした表現は必要ない。 □連町のように地域運営協議会の核となり得て、かつ会員数が多い団体は、複数参加を認めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的には各地域の判断に任せる。 ●中間報告書の表現（基礎的構成委員の人数を基に地域の実情に合わせて各協議会が定める）を結論とする。 ●1団体からの複数名参加も可能とし、人数については各地域の判断に任せる。 	P 1 4
P 8	5-(6) 委員の任期				P 1 3
P 8	5-(7) 委員への報酬	<ul style="list-style-type: none"> ■現在、「原則として、無報酬」が望ましいとしている一方、交通費相当額の謝礼金などの必要性について。 	<ul style="list-style-type: none"> □協議会設置の趣旨からすると、無報酬を原則とするべき。 □交通費を支出する場合は、市が負担するのではなく、協議会の予算で負担するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●委員は原則として無報酬。 ●交通費の実費支給については、協議会の運営費で賄える範囲で支給可。 	P 1 3
P 8	5-(8) 協議会の設立時期				P 1 4
P 9	5-(9) 組織名	<ul style="list-style-type: none"> ■組織名と会議体名を区別することの必要性について。 ■協議会の名称について 		<ul style="list-style-type: none"> ●協議会名＝「地域運営協議会」 ●代表者会議等＝「委員会」 	P 1 4
P 9	5-(10) 新組織と既存組織の関係		<ul style="list-style-type: none"> □協議会と既存組織の取り組み内容が重複しないように、既存組織を協議会の部会へと移行させるような発展的解消もあり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●協議会と既存組織の取り組み内容が重複しないように、既存組織を協議会の部会へと移行させるような発展的解消もあり得る。 	P 1 4

該当頁	項目	中間報告から更に検討を要する事項	主な意見等	最終報告へ向けての方向性	最終報告頁
P 9	5 - (11) 協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ P T 案以外の役割について ■ 活動事例を含めた明示方法について 	<ul style="list-style-type: none"> □ 自治基本条例の検証機能を地域運営協議会に持たせることは不要。 □ 協議会に「市政への参画・協働」という位置付けを持たせる必要がある。 □ 附属機関の役割（諮問機能的役割）を、住民自治組織である協議会の役割として位置付けることは適切でない。 □ 地域運営協議会の（市への）提案等は、地域住民の合意形成によって行われるものであるため、個人のそれとは重みが違う。そういう位置付けである。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的に事務局（案）から、「3-(4) 自治基本条例の推進に関する意見」と「※市は～尊重した取り扱いに努める」の項目を削除。 	P 1 5
P 11	5 - (12) 協議会の予算	<ul style="list-style-type: none"> ■ 種別について（運営費ほか） ■ 支出方法について（交付金ほか） ■ 金額の算定方法について 	<ul style="list-style-type: none"> □ 事業の採択にあたっては、極力、行政側の関与はないようにして、地域に自主性に任せるべき。 □ 現状の仕組みは変更しないということであれば、（少額でも）一定の金額の範囲内で地域の意思、裁量を持って使うことができる補助金、交付金を交付するということができないのでは。 □ 従来の取り組み以外の部分に充てるための予算として使い勝手のいいものにすべき。 □ 地域の自治活動を高めていくために、予算の配分についての配慮が必要である。 □ 地域の財源を得る方法は、市からの交付金以外にも様々な方法がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市から地域に交付できる金額の中で、地域にとってプラスとなるような活動ができる交付方法に配慮すべき。 ● 地域の自主性や裁量を尊重するのであれば交付金での支出が適当であるが、時期尚早ということであれば補助金での交付も考えられる。しかし、その場合も補助率は高めに設定すべき。 ● 協議会の事業を展開していくための財源確保方法は、市からの交付金に限ったものではなく、地域の工夫や努力で得られる方法（会費や寄付など）についても触れるようにする。 	P 1 6 ・ P 1 7

該当頁	項目	中間報告から更に検討を要する事項	主な意見等	最終報告へ向けての方向性	最終報告頁
P12	5-(13) 行政機関及び市職員の支援体制・関わり方	■市職員の協議会への関わり方について	<input type="checkbox"/> 市職員が地域活動に関わるような仕組みを制度として構築できるのではないか。 <input type="checkbox"/> 行政が関わることで事業の継続性が保たれ、安定した運営が行われるのではないか。 <input type="checkbox"/> 行政に対する信用度の高さは他に代え難い。 <input type="checkbox"/> 地域のことは地域運営協議会と行政センターで自己完結できるような仕組みにしたい。 <input type="checkbox"/> 行政センター自体の改革が必要。 <input type="checkbox"/> 「任期付き一般職職員採用制度」を用いて、行政センター館長（職員）を採用するといったことも考えられる。 <input type="checkbox"/> 行政センターの機能や権限の充実を図っていかないと能力が高い人材を配置しても果たせる役割に限界がある。	●地域運営協議会と行政センターが連携して地域自治の中核的な役割を担うために、職員の地域担当制度など、行政が地域と強い結びつきを持てる仕組みづくりが必要。	P18 . P19
P12	6 今後の検討について				—
その他	各協議会の連携・連動	■各地域運営協議会が連携・協働するためのネットワークづくりの必要性	<input type="checkbox"/> 地域間の連携を図るようなものが必要ではないか。 <input type="checkbox"/> 情報交換的な意味でも地域間ネットワークの仕組みは必要。	●各地域運営協議会の連携・連動を図るための仕組みを構築すべき。	P18

◆2 PT報告書関係

該当頁	項目	中間報告から更に検討を要する事項	主な意見等	最終報告頁
P10	7-(2) 協議会委員以外の地域住民の参加	■協議会委員以外の地域住民等が、この協議会に参加できる手法について	<未検討>	P18